

平成21年10月1日

各 所 属 長 様

経 営 企 画 室 長  
総 務 部 長

### 新型インフルエンザに係るサービス上の取扱いについて

教職員がインフルエンザに感染した場合等の今後のサービス上の取扱いを下記のとおりとしますので、所属教職員への周知をお願いします。

なお、教職員に発熱や咳などのインフルエンザと疑われる症状がある場合は、医療機関の受診を指導するとともに、健康上具合の悪い場合は、早めに休むよう呼びかけをお願いします。

併せて、健康サポートセンター（保健室）への報告についても徹底方よろしくをお願いします（平成21年9月30日FD資料参照のこと。）。

#### 記

##### 1 インフルエンザに感染した場合

病気休暇又は年次有給休暇での対応とする。なお、感染対象者を把握するため、休暇簿の「事由」欄には「インフルエンザ」と記載すること。

また、引き続き5日以上病気休暇を請求する場合は、医師の診断書を提出すること。

##### 2 インフルエンザに感染した家族がいる等、患者との接触があった場合

出勤可能であるが、その際はマスクの着用等、感染拡大防止に努めること。なお、休暇を取得する場合は年次有給休暇によること。